

標準等作成に関する手続き
TTC標準の誤記の訂正の手続き

平成15年3月14日
企画戦略委員会決定

「TTC標準の誤記の訂正の手続き」を以下のとおり決定する。

1. 誤記の訂正の必要性の判断

誤記の訂正とは、「TTC標準の記述形態に係わるものに関しては、誤記訂正及びこれに準ずるもの、」を言う。技術内容において明らかに新たな機能の追加（新たに国際標準の動向等を加える等）等に係るものについては、誤記の訂正の範囲外（注）とし、TTC標準作成手続きに準じ改定の処理をすることとする。

これら誤記の訂正の必要性の判断は、TTC標準作成主体たる専門委員会が行う。

（注）「改定」と称する。

2. 誤記の訂正の手続き

誤記の訂正の決定は、専門委員会が行う。

3. 誤記の訂正内容の周知方法

専門委員会は、TTC標準の誤記の訂正を行った場合は、標準化会議委員へ通知しなければならない。（電子的手段も可とする。）

4. TTC標準ドキュメント誤記の訂正管理

誤記の訂正管理単位は以下に対して行うこととし、具体的な誤記の訂正管理方法を参考として [別紙1](#)に示す。

(1) 各標準（JT等の単位）

(2) TTC標準ドキュメント（分冊単位）